

第3次鹿児島市男女共同参画計画の見直しの考え方

1. 計画改定の趣旨と背景

(1) 計画改定の趣旨

本市では、令和4年3月に、男女共同参画社会形成のための行動計画として「第3次鹿児島市男女共同参画計画」（令和4年度～13年度）を策定し、計画期間の中間年にあたる令和8年度に見直しを行うこととしております。

このたび、計画の進捗状況を踏まえ、社会情勢の変化等による新たな課題に対応するため、計画の改定を行うものです。

(2) 計画改定の背景

本計画の策定以降、本市を取り巻く社会経済情勢は大きく変化し、少子高齢化や人口減少の進行により、生産年齢人口の減少や地域の担い手不足が顕在化するとともに、単身世帯やひとり親世帯の増加など、世帯構造の多様化も進んでいます。

特に、若年層の大都市圏への転出が続き、女性については地元に戻って来ない傾向が続いている状況にあり、地域活動や経済を支える人材の確保が重要な課題となっています。

また、本計画の進捗状況は、指標の約6割が達成又は概ね達成となっており全体としては順調である一方、地域に残る固定的性別役割分担意識や女性の管理職への登用が十分に進んでいない状況などの課題があります。

雇用環境においては、非正規雇用労働者が一定割合を占め、特に女性は出産・子育てや介護などにより就業の中断やキャリア形成に影響を受けやすい状況にある中、さらに、柔軟な働き方や仕事と家庭の両立を望む人の割合が増えており、働き方改革や職場環境の改善が重要となっています。

国においては、「女性活躍推進法」の改正等により企業の取組強化が進められ、「第6次男女共同参画基本計画」の策定など、多様な生き方を尊重する社会の実現に向けた施策が示されています。

本市においては、これまで条例及び本計画に基づき施策を推進してきましたが、これまでに以上に固定的な性別役割分担意識などの解消に向けた取組は重要であると考えられ、男女間の格差やDVなどへの対応が引き続き求められています。

そのため、今回の改定にあたっては、2040年を見据えた社会情勢や環境の変化、男女共同参画の視点をあらゆる施策に反映するジェンダー主流化を進めながら、すべての市民が性別にかかわらず個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現に向け、施策を総合的かつ計画的に推進し、「若者や女性に選ばれるまち」の実現に向けて取り組みを推進します。

2. 本市の現状（成果の確認（計画の評価））

本計画の進捗状況は、計画達成のための指標（目標値）の進捗状況と令和7年度に実施した男女共同参画に関する市民意識調査を通じて行っています。結果については下記のとおり。

（1）目標値の進捗状況

本計画には計画達成のための指標として20項目を設定しています。これらの指標の8年度目標値に対する達成度をチェックし、計画の進捗状況を把握します。また、見直しにあたり、7年度の状況を下記のとおり評価しました。

評価		指標の数
令和8年度の目標値を達成している	a	12
現状値が令和8年度の目標値に近づいている	b	1
現状値が策定時の数値とほとんど変化なし	c	7
現状値が策定時の数値より後退している	d	0

※各指標の数値及び評価は、P12~P13に掲載しています。各指標の達成度をみると、a、bの評価にあたるものが13と、計画全体の65%に当たり、おおむね順調な進捗状況といえます。
しかしながらcにあたる評価もあり、今後のさらなる取組が求められています。

（2）男女共同参画に関する市民意識調査

本市における男女共同参画の現状を把握し、今回の見直しの基礎資料とするため、令和7年6月から8月にかけて、18歳以上の2,000人の市民を対象とした「男女共同参画に関する市民意識調査」を実施しました。質問項目は可能なかぎり前回の調査（令和2年実施）と比較できるものとしています。

●調査結果 ※（ ）はR2調査

【基本目標】 I 男女共同参画理念のさらなる浸透

- ①社会通念・しきたりの中で不平等な点がある
⇒女性76.8%、男性75.2%（女性73.4%、男性70.7%）

②社会全体における男女の地位の平等感
⇒「男性の方が非常に優遇されている」10.0%（8.2%）
「どちらかといえば男性の方が優遇されている」61.0%（66.0%）

③性別役割分担意識に賛成
⇒女性16.0%、男性28.3%（女性15.4%、男性26.6%）

④子どもの育て方について
⇒「性別に関わりなく子どもの個性を重視」88.0%（87.4%）

⑤子どもに期待する学歴
⇒「大学まで」女の子57.0%、男の子64.6%
（女の子53.6%、男の子64.6%）
「短期大学・高等専門学校まで」女の子10.4%、男の子3.6%
（女の子13.7%、男の子3.9%）

【基本目標】Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の促進

⑥就労について理想と現実

「結婚や出産後も、ずっと仕事は続ける」

⇒理想36.2% (31.2%)

現実29.1% (19.52%)

⑦社会全体の女性の働きやすさ（上位2項目）

⇒女性「ある程度働きやすい」43.9% (44.0%)

「あまり働きやすいとはいえない」33.3% (34.5%)

男性「ある程度働きやすい」54.3% (50.7%)

「あまり働きやすいとはいえない」25.2% (27.9%)

⑧男性の家事・育児など

⇒「積極的にする方が良い」62.8% (55.0%)

「できるだけする方が良い」33.7% (41.7%)

【基本目標】Ⅲ 配偶者等からの暴力根絶に向けた対策の推進

⑪DVについて

⇒「人権を侵害する行為である」98.6% (96.8%)

「警察や行政の相談機関が積極的に関わるべき」95.1% (93.3%)

⑫DV被害の経験

⇒「何度もあった」女性9人に1人、男性21人に1人

(女性7人に1人、男性18人に1人)

「1・2度あった」女性4人に1人、男性6人に1人

(女性5人に1人、男性7人に1人)

3. 計画の位置付け

(1) 鹿児島市男女共同参画推進条例に基づく「男女共同参画計画」

第10条第1項

市長は、男女共同参画の推進に関する施策についての基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

(2) 女性活躍推進法に基づく「市町村推進計画」を含む

第6条第2項

市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

(3) DV防止法に基づく「市町村基本計画」を含む

第2条の3第3項

市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

(4) 第六次鹿児島市総合計画の分野別の個別計画

4. 計画の期間

当初計画(令和4年度から令和13年度まで)のうち、後期期間である令和9年度から令和13年度までの5年間

5. 見直しの方向性

基本目標、施策の方向性、視点は原則継続し、推進施策、主な事業について、鹿児島市男女共同参画推進条例を踏まえ、国の第6次男女共同参画基本計画及び令和7年度に実施した市民意識調査の結果等を勘案して見直すことします。

6. 国・上位計画他

(1) 国の第6次男女共同参画基本計画（令和8年3月13日閣議決定）

第6次男女共同参画基本計画（説明資料）

〔令和8年3月13日
閣議決定〕

6次計画の位置づけ・構成等

- 男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）に基づき、施策の総合かつ計画的な推進を図るため、**男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画**として策定

- 6次計画の構成は、以下のとおり

第1部 基本的な方針

第2部 政策編

- 12の個別分野及び「男女共同参画社会の実現に向けた推進体制の整備・強化」について、それぞれ以下を定める。
 - ・ 令和17年度末までの「**基本認識**」
 - ・ 令和12年度末までを見通した「**施策の基本的方向**」
「**具体的な取組（施策）**」
- 各分野において掲げる具体的な取組を実施することによって、政府全体で達成を目指す水準である「**成果目標**」等を設定。

6次計画のポイント

女性の
参画

- 「2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度となること」を引き続き目指し、取組を強化
→その水準を通過点として、2030年代には、**指導的地位にある人々の性別に偏りがないような社会**となることを目指す

well-
being

- あらゆる分野における意思決定に女性が参画するなど、男女共同参画・女性活躍に係る取組を推進
→男性も含めた全ての人の就業環境の改善につながり、更には女性も男性も暮らしやすい**多様な幸せ（well-being）の実現**に資する

健康

- **女性の健康総合センター**を司令塔とした女性の健康相談支援体制の構築・強化、生活の質の向上を目指した**フェムテック**の推進

テクノロジー

- 男女共同参画の視点を**テクノロジー施策**に反映、テクノロジーの恩恵を誰もが享受できるよう**利活用を支援**

地域

- **地域における男女共同参画**を推進し、地域社会の活力を高める
→男女共同参画機構や男女共同参画センターを含む地方公共団体、経済団体、NPO等の連携

第1部・第2部の具体構成

第1部 基本的な方針

1 男女共同参画基本計画の目指すべき社会

※男女共同参画社会基本法をベースに提示

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、国際社会と協調する社会

2 社会情勢の現状、予想される環境変化

- 6次計画は、以下のような社会情勢の現状に係る認識を踏まえたものとする。

社会構造の動向・変化	・人口減少、世帯構成の変化、女性の就業率の上昇、ワーキングアウターの増加、女性活躍に係る情報公表の充実、若者や女性が地方を離れる動きの加速等
意識・価値観の動向・変化	・根強い固定的な性別役割分担意識、アンコンシャス・バイアス等
テクノロジーの急速な進展・進化	・AI利活用の広がりによる恩恵とリスク、ジェンダー・イノベーション等
安全・安心に影響を与える要因	・テクノロジーの進展等による新たな形の暴力、地震などの災害等
国際的な潮流	・グリーン経済・デジタル経済への移行等

第2部 政策編

I 男女共同参画の推進による多様な幸せ（well-being）の実現

- 第1分野 ライフステージに応じて全ての人が希望する働き方を選択できる社会の実現
- 第2分野 あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- 第3分野 女性の所得向上の実現と経済的自立に向けた環境整備
- 第4分野 生涯を通じた男女の健康への支援
- 第5分野 テクノロジーの進展・利活用の広がりをも踏まえた男女共同参画の推進
- 第6分野 ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成と被害者支援の充実
- 第7分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備
- 第8分野 防災・復興における男女共同参画の推進

II 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備・強化

- 第9分野 地域における男女共同参画の状況に応じた取組の推進
- 第10分野 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備
- 第11分野 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進
- 第12分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

III 男女共同参画社会の実現に向けた推進体制の整備・強化

1

1

引用：内閣府男女共同参画局資料

(2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針

●最新改正：令和7年11月25日閣議決定

女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針の変更について

基本方針の位置付け

□：主な変更箇所

女性活躍推進法第5条の規定に基づき、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向、事業主が実施すべき取組に関する基本的な事項、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する事項を示すもの。

第1部 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

女性の職業生活における活躍の必要性

- ・女性の就業率は着実に上昇、女性の第一子出産前後の継続就業率も直近で約7割と上昇傾向にある。
- ・一方、女性の年齢階級別正規雇用比率は25～29歳のピーク後に減少する「L字カーブ」を描いている。依然として、男女間賃金差異は大きく、女性管理職比率は低い水準。

⇒女性の職業生活における更なる活躍が必要。

女性の職業生活における活躍の推進によって目指すべき社会

- ・多様で柔軟な働き方の実現、仕事と育児・介護等が両立できる環境の整備等により、ライフステージに応じて全ての人が希望する働き方を選択できる社会。
- ・企業、国・地方公共団体等における女性の登用が更に進むことで、多様性が尊重されるとともに、我が国経済社会にイノベーションがもたらされ、持続的な発展が確保される。
- ・女性の所得向上の実現と経済的自立に向けた環境整備、健康の維持・増進等により、多様な幸せ(well-being)が実現した社会。

事業主の取組に必要な視点

法施行後の進捗を踏まえて変更

法施行後の進捗を踏まえて変更

- ①トップが先頭に立って意識改革・働き方改革を行う。
管理職の意識改革、働き方改革に取り組み、男女ともに働きやすい職場を実現する。
- ②女性の活躍の意義を理解し、女性の活躍推進に積極的に取り組む。
女性の活躍は、持続的な企業競争力や企業価値の向上、政策の質と行政サービスの向上に資するという認識を持ち、主体的・積極的に取り組む。
- ③働き方を改革し、男女ともに働きやすい職場を目指す。
働き方改革を更に進めつつ、両立支援制度を利用しやすい職場環境の整備を図るとともに、ハラスメントのない職場づくりを推進する。

- ④男性の家庭生活への参画を促進する。
固定的な性別役割分担意識の解消に向けた男女双方の意識改革・理解の促進等に取り組むとともに、男性による両立支援制度の活用を推進する。
- ⑤育児・介護等をしながら当たり前にキャリア形成できる仕組みを構築する。
一人一人の個性・能力を把握した上での人材育成や配置等、教育訓練を受講しやすい環境整備に取り組む。
- ⑥女性の働き方に影響を与える健康上の特性に配慮する。
女性の健康上の特性について職場での理解を深めるなどの取組を推進する。

新設

行政の役割

事業主が取組を円滑かつ効果的に実施できるよう法に基づく必要な支援を行うとともに、女性に対する支援措置や、職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境整備を図る。

4

第2部 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

事業主行動計画策定指針の策定に当たっての観点

【各段階の課題に応じた取組】

経験者採用や再雇用も含めた女性の積極採用、幅広い経験や専門性を高められるような配置・教育訓練を受講できる環境整備・長期的なキャリア形成、ロールモデルとなる人材の育成、社内・地域の女性のネットワークの構築、非正規雇用から正規雇用への転換、役員への登用も視野に入れた取組 等

【職業生活と家庭生活の両立に関する取組】

男女とも残業をしない働き方、誰もが休みやすい職場の体制づくり、AIの活用やDX推進による効率的な業務運営、両立支援制度を安心して利用でき、復職しやすい雰囲気づくり、育児・介護目的に限らず柔軟な働き方ができる職場環境づくり、男女双方の意識改革・理解の促進 等

【ハラスメントへの対策】

ハラスメントは女性の就業継続等に特に深刻な影響を与え、その活躍を阻害する要因となっていることから、ハラスメントのない職場を実現

【女性の健康上の特性に係る取組】

職場におけるヘルスリテラシー向上のための取組や、女性が相談しやすい体制づくり、休暇制度の充実 等（女性だけでなく労働者等全体を対象に取り組む）

新設

【公的部門による率先垂範等】

国及び地方公共団体は、公的部門として一般事業主を率先垂範する観点が必要。特に、国家公務員は「院より始めよ」の観点から、積極的に取組を推進

第3部 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策

女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

- 女性の活躍推進に積極的に取り組む企業に対するインセンティブの付与
女性の活躍推進に積極的に取り組む企業の認定や公共調達等の活用
- 希望に応じた多様な働き方の実現に向けた支援措置
非正規雇用における雇用環境等の整備、管理職登用促進、再就職支援、起業・創業支援、女性の健康支援等

新設

職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備

- 共働き・子育ての実現に向けた男女双方の意識改革・理解促進
固定的な性別役割分担意識の解消に向けた男女双方の意識改革・理解の促進等
- 職業生活と家庭生活の両立のための環境整備
子育て支援環境の整備、長時間労働の是正・年次有給休暇の取得促進、多様で柔軟な働き方の推進等

就業環境を害する言動に起因する問題の解決を促進するために必要な措置

セクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメント、育児・介護休業等に関するハラスメント、パワーハラスメント等のハラスメントのない職場づくりを推進するため、事業主に対して、ハラスメント対策の重要性についての周知徹底、助言・指導等、事業主によるハラスメント対策の取組への支援等

施策の1つとして新たに位置付け

女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関するその他の重要事項

- 国における推進体制
事業主行動計画策定の推進、フォローアップ、情報の収集・整理・提供、啓発活動
- 地方公共団体における推進体制
推進計画の策定、相談体制の整備、協議会の活用等（関係者相互間の連携と協働を促進するための拠点として男女共同参画センターの活用が考えられる）

第4部 基本方針の見直し

改正法施行後5年を目途に見直しについて検討する。ただし、5年を経過していなくても必要な場合は見直しを行う。

5

(3) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針

●最終改正：令和5年9月8日（令和6年4月1日施行）

改正の趣旨

DV被害の実態を踏まえた法改正（令和6年4月1日施行）に伴い、被害者支援の充実、関係機関の連携強化及び保護命令制度の拡充等を反映するため、基本方針の見直しが行われた。

改正の概要

(1) 法改正に伴う改正

- ア 配偶者暴力相談支援センターが行う一時保護の委託業務に関する秘密保持義務に関する記載を追加
- イ 被害者の自立を支援するための施策に関する記載を充実
- ウ 国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項に係る章を新設
 - ・ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される協議会（以下「法定協議会」という。）の構成、参加機関等に関する記載を追加
- エ 保護命令制度の拡充に伴う記載の整理
 - ・ 被害者への電話等禁止命令（法第10条第2項、第28条の2）においてしてはならない行為を追加
 - ・ 「電子メールの送信等」（法第10条第6項）及び位置情報に関する政令委任事項に関する記載を追加
 - ・ 子への電話等禁止命令（法第10条第3項、第28条の2）に関する記載を追加
 - ・ 接近禁止命令（法第10条第1項、第28条の2）について、身体に対する暴力等（配偶者等からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下同じ。）を受けた被害者が、更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいときに申立て可能となったことに関する記載を追加

(2) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴う改正

- ア 法に基づき都道府県が策定する基本計画と困難な問題を抱える女性への支援に関する法律等に基づき、都道府県が策定する基本計画との関係等についての記載を追加
- イ 「婦人相談所」「婦人相談員」を「女性相談支援センター」「女性相談支援員」に変更

(3) その他

- ア 外国人の人権の尊重に関する記載を追加
- イ 若年層への教育啓発に関する記載を追加
- ウ 加害者プログラムの実施の推進等に関する記載を追加
- エ その他所要の改正

(4) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

●令和6年4月1日施行の概要

目的・定義【第1条・第2条】 売春を行うおそれのある女子の保護更生を目的とする売春防止法からの脱却

女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多い

➡ 困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進
⇒ 人権が尊重され、女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与

*「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む）をいう

基本理念【第3条】

- ① 困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題・その背景、心身の状況等に
応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、発見、相談、心身の健康
の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること
- ② 支援が、関係機関及び民間団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること
- ③ 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること

○国・地方公共団体の責務【第4条】 困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務

○関連施策の活用【第5条】 福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用

○緊密な連携【第6条】 ①関係地方公共団体相互間の緊密な連携、②支援を行う機関と福祉事務所、児童相談
所、児童福祉施設、保健所、医療機関、職業紹介機関、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法
支援センター、配偶者暴力相談支援センター、その他の関係機関との緊密な連携

基本方針・都道府県基本計画等【第7条・第8条】 厚生労働大臣は基本方針を策定、都道府県は都道府県基本計
画を策定、市町村は市町村基本計画の策定に努める

○女性相談支援センター【第9条】（←「婦人相談所」を名称変更）

⇒①対象女性の立場に立った相談、②一時保護（※）、③医学的・心理学的な援助、④自立して生活するための関連制度
に関する情報提供等、⑤居住して保護を受けることができる施設の利用に関する情報提供等を行う

* 支援対象者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その意向を踏まえ、最適に支援

（※同伴児童の学習も支援。一時保護受託者の守秘義務・罰則も規定。）

○女性相談支援員【第11条】（←「婦人相談員」を名称変更）

⇒困難な問題を抱える女性の発見に努め、その立場に立って相談に応じ、専門的技術に基づいて必要な援助を行う

* 必要な能力・専門的な知識経験を有する人材（婦人相談員を委嘱されていた者等）の登用に特に配慮

○女性自立支援施設【第12条】（←「婦人保護施設」を名称変更）

⇒困難な問題を抱える女性の意向を踏まえながら、入所・保護、医学的・心理学的な援助、自立の促進のための生活
支援を行い、あわせて退所した者についての相談等を行う（同伴児童の学習・生活も支援）

○民間団体との協働による支援【第13条】（都道府県、市町村）

⇒民間団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、支援対象者の意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、
インターネットの活用、関係機関への同行等の方法により、発見、相談等の支援

支援調整会議【第15条】 地方公共団体は、単独で又は共同して、支援を適切かつ円滑に行うため、関
係機関、民間団体その他の関係者により構成される会議を組織するよう努め、会議は、必要な情報
交換・支援内容に関する協議を行う（※構成員の守秘義務・罰則も規定）

○教育・啓発【第16条】 ①支援に関し国民の関心と理解を深める、②自己がかげがえのない個人であること
についての意識の涵養を含め、女性が支援を適切に受けることができるようにする

○調査研究の推進【第17条】 効果的な支援の方法、心身の健康の回復を図るための方法等

○人材の確保・養成・資質の向上【第18条】 支援を行う者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施等

○民間団体に対する援助【第19条】

費用の支弁等【第20～22条】 都道府県・市町村の支弁・補助／国の負担・補助（※民間団体に対する補助も明記）

施行期日等【附則】

1 施行期日 令和6年4月1日

2 検討 ①支援を受ける者の権利擁護・支援の質の公正かつ適切な評価の仕組みについて検討（公布後3年を目途）
②法律全体の見直し（施行後3年を目途）

3 関係法律の整備 売春防止法第3章（補導処分）・第4章（保護更生）の削除等

(5) 困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針

●令和5年厚生労働省告示第111号の概要

「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」概要

(令和5年厚生労働省告示第111号)

0. 基本方針のねらい等

- 旧売春防止法に基づく婦人保護事業から新法に基づく女性支援事業への転換

1. 困難な問題を抱える女性への支援の現状

- 心理的、医療的側面からの支援が重要
- 支援を必要とする者に確実に支援が届く体制をつくることが重要
- 民間団体による支援活動の特長を生かし、行政と民間団体の協働が必要

2. 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項

施策の対象者

- 「性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性）」

基本理念

- 「繋ぐ支援」「繋がり続ける支援」
- 包括的かつ切れ目なく、どこでも必要十分な支援を受けられる体制の整備
- 女性の人権擁護、男女の平等実現

国、都道府県、市町村の役割分担と連携

- 国及び地方自治体の責務、適切な役割分担と連携が必要

支援の基本的な考え方

- 個々の者の状況や希望、意思に応じて、必要な福祉のサービスも活用しながら、安定的に日常生活や社会生活を営めることを含む「自立」を支援
- 「本人の自己決定」及び「自己選択」が重要

支援に関わる関係機関等

- 女性相談支援センター、女性相談支援員、女性自立支援施設、民間団体、その他機関とそれぞれの役割

支援の内容

- アウトリーチによる早期把握、居場所の提供、相談支援、一時保護
- 被害回復支援、日常生活の回復支援、同伴児童への支援、自立支援、アフターケア

支援の体制

- 中心となる3機関間の連携、民間団体の連携、関係機関との連携
- DV防止法に基づく施策との関係

支援調整会議

- 設置は地方公共団体の努力義務
- 代表者会議、実務者会議、個別ケース会議等、段階を分けて実施

教育・啓発

- 相談窓口等の周知、意識醸成、施策への一般理解等

人材育成

- 国による研修のカリキュラムの構築や、ポータルサイトの構築、職員の適切な処遇の確保、研修に参加しやすい職場環境の整備等

調査研究等の推進

- 困難な問題を抱える女性への支援の状況等に関する実態調査の定期的実施
- 支援対象者の権利擁護の仕組み及び支援の質の評価の仕組みの検討に資するための調査研究

3. 都道府県等が策定する基本計画の指針となるべき基本的な事項

- 基本計画の期間（原則5年）
- 他の計画との関係（関連の深い計画との一体的策定）
- 基本計画策定前の手続（課題把握、基本目標の明確化等）
- 計画に関する評価と公表

10

引用：厚生労働省資料

(6) 第六次鹿児島市総合計画基本計画



1 信頼とやさしさのある 共創のまち【信頼・共創 政策】

5 誰もが個性と能力を発揮できる 地域社会の形成

施
策
の
目
標

一人ひとりの人権や多様性が尊重され、誰もが個性と能力を発揮できるまちづくりを進めます！

現 状 と 課 題

社会情勢の変化に伴う人権問題の多様化

- 社会生活においては、子どもや高齢者への虐待、女性への暴力、障害者への差別などが依然として存在するほか、感染症に関する差別も繰り返し発生しています。
- 社会情勢の変化に伴い、インターネットによる人権侵害や性的少数者への差別が顕在化するなど、人権問題は多様化しています。

ジェンダー※に基づく課題の顕在化

- 男女共同参画社会の実現は、国の最重要課題と位置づけられ、法制度の整備が進められています。
- 政策・方針決定過程への女性登用が進まない中、災害や感染症などに起因する社会不安・環境変化等に伴い、女性への暴力や固定的な性別役割分担意識などのさまざまな課題が顕在化しています。

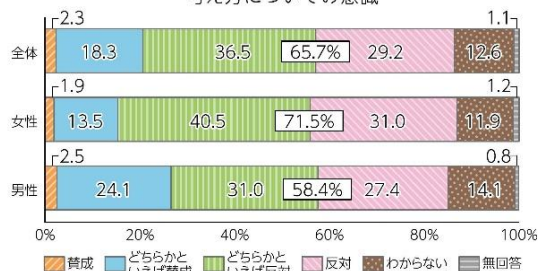
外国人住民への対応

- 人口減少・少子高齢化の進行やグローバル化により、直近5年間で外国人住民は約1.5倍となり、今後も、さらなる増加が見込まれています。
- 言語や文化、価値観の違いなどから、地域におけるコミュニケーションや必要な情報の伝達に課題があります。

平和を尊重する思いの共有

- 世界では今なお民族、領土、資源などの問題をめぐる紛争や対立が続いています。
- 我が国においては、国民の多くが戦後生まれとなっていることから、平和を尊重する思いを育み続ける必要があります。

性別役割分担(男性は仕事、女性は家庭)の
考え方についての意識



人権街頭啓発



目指す主な
SDGsのゴール



基本的方向

- I 学校や家庭、地域社会など、あらゆる場や機会を捉え、人権教育や人権啓発を推進します。
- II 男女共同参画の推進に向けた意識啓発を図るとともに、重大な人権侵害であるDVや性暴力などの根絶に向けた取組を進めます。
- III 国籍や民族などの異なる人々が互いに文化的差異を認め合い、ともに生きていく地域づくりを推進します。
- IV 平和を尊重する意識を醸成するため、各種平和啓発事業を推進します。

施策の体系

- I **人権の尊重**
 - 人権教育・啓発の推進 — ◆あらゆる場における人権教育・啓発の推進
◆多様化する人権問題への対応
 - 効果的な推進体制の充実 — ◆関係機関、団体との連携 ◆効果的な啓発
◆相談体制の充実
- II **男女共同参画の推進**
 - 男女共同参画理念のさらなる浸透 — ◆固定的性別役割分担意識の解消
◆男女共同参画の理解の促進
 - あらゆる分野における男女共同参画の促進 — ◆意識改革のための啓発
◆ワーク・ライフ・バランスの推進
◆女性活躍推進と男性の家庭生活への参画促進
 - 配偶者等からの暴力根絶に向けた対策の推進 — ◆DVの予防啓発
◆DV被害者等支援
- III **多文化共生の推進**
 - 多文化共生の地域づくりの推進 — ◆国際相互理解の推進 ◆情報の多言語化
◆相談体制の充実
- IV **平和意識の醸成**
 - 平和を尊重する意識の啓発推進 — ◆平和都市宣言の趣旨啓発等

目標指標

このようなまちを目指します！			
	現況	目標(R8)	算出方法
「一人ひとりの人権や多様性が尊重され、誰もが個性と能力を発揮できるまちづくりが進んでいる」と感じる市民の割合	17.1%	22.1%	市民意識アンケート調査
主な指標			
	現況	目標(R8)	算出方法
人権について学ぶ機会のあった市民の割合	20.4%	30.4%	市民意識アンケート調査
「男性は仕事、女性は家庭」という固定観念を持たない市民の割合	65.7%	78.7%	男女共同参画に関する市民意識調査
多文化共生事業への参加者数	1,938人	3,200人	



市民
地域

事業者
団体等

- ◆人権についての理解を深め、性別や年齢、国籍等に関わりなく、互いに認め合い、具体的な行動につなげましょう。
- ◆男女共同参画の意義を理解し、家庭や地域、職場への浸透を図りましょう。
- ◆平和を尊重し、平和の大切さを次の世代に伝えましょう。
- ◆性別や年齢、国籍等に関わりなく、互いに理解し認め合える環境づくりや人権の視点を踏まえた企業活動に努めましょう。
- ◆方針決定過程への女性の参画を進め、男女がともに仕事と生活の調和を図ることができるよう職場環境の整備に努めましょう。

※ジェンダー：社会的・文化的に形成された性別のこと。

策定の趣旨・前提・体系図
基本構想
政策・施策一覧
1 信頼・共創施策
まち・ひと・しごと創生基本方針
SDGs
性別計画策
目標指標一覧
資料編

第3次男女共同参画計画

★削減目標

計画達成のための指標 達成状況一覧

太枠口は3次計画で新たに設定した指標

基本目標	施策の方向	指標	現況値 (計画策定時) (R2)	R7年度 (実績)	目標値 (R8)	目標値 (R13)	出典／担当課	担当課	達成	進捗率 評価 ※8
Ⅰ さらなる男女共同参画理念の浸透	1 男女共同参画社会の形成に向けた意識改革	1 「男性は仕事、女性は家庭」という固定観念を持たない市民の割合	65.7%	65.2%	78.7%	86.3%	男女共同参画に関する市民意識調査	男女共同参画推進課		c
		2 積極的に育児をしている父親の割合	64.8%	69.5%	72.5%	78.9%	健やか親子21アンケート／母子保健課	母子保健課		a
	2 男女共同参画の意識を高める教育・学習の推進	3 社会全体における男女の地位が平等であると感じている市民の割合	8.0%	7.4%	11.5%	14.4%	男女共同参画に関する市民意識調査	男女共同参画推進課		c
Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の促進	1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	4 市の審議会等における女性委員の割合	36.4%	40.3%	40.0%	40.0%以上 60.0%以下	男女共同参画推進課	男女共同参画推進課	○	a
		5 市役所における女性管理職(課長級以上)の割合(消防局・企業を除く)	16.5%	22.2%	※1 22.0% (R6)	※2 27.0%超 (R11)	鹿児島市女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画	人事課	○	a
		6 市内事業所における女性管理職の割合	※3 16.2% (R1)	16.1%	21.2%	24.8%	鹿児島市勤労者労働基本調査	雇用推進課		c
	2 働く場における男女共同参画と女性活躍の推進	再掲 市役所における女性管理職(課長級以上)の割合(消防局・企業を除く)	16.5%	22.2%	※1 22.0% (R6)	※2 27.0%超 (R11)	鹿児島市女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画	人事課	○	a
		再掲 市内事業所における女性管理職の割合	※3 16.2% (R1)	16.1%	21.2%	24.8%	鹿児島市勤労者労働基本調査	雇用推進課		c
		7 家族経営協定*の件数	50件	58件	62件	72件	農政総務課	農政総務課		a
	3 ワーク・ライフ・バランスの推進	8 市役所の男性職員の育児休業取得率(消防局・企業・教育委員会を除く)	30.9%	93.3%	※4 80.0% (R6)	※5 100.0% (R11)	鹿児島市職員子育て支援行動計画	人事課	○	a
		9 市内事業所の男性の育児休業取得率	10.6% (H30)	40.0%	29.8%	41.8%	鹿児島市勤労者労働基本調査	雇用推進課	○	a
		10 保育所等の待機児童数	216人	0人	0人	0人	鹿児島市こども計画	保育幼稚園課	○	a
		11 鹿児島市イクボス推進同盟参加企業数	81社	130社	105社	130社	こども政策課	こども政策課	○	a

基本目標	施策の方向	指標	現況値 (計画策定時) (R2)	R7年度 (実績)	目標値 (R8)	目標値 (R13)	出典／担当課	担当課	達成	進捗率 評価
Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の促進	4 地域・防災における男女共同参画の推進	12 自治会長に占める女性の割合	9.5%	12.2%	11.3%	12.8%	男女共同参画推進課	男女共同参画推進課	○	a
		13 消防吏員に占める女性の割合	1.8%	2.2%	※6 3.0% (R6)	※7 3.5%超 (R11)	鹿児島市消防局女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画	消防局総務課		b
	5 一人ひとりの人権の尊重と自立への支援	14 「一人ひとりの人権や多様性が尊重され、誰もが個性と能力を発揮できるまちづくりが進んでいる」と感じる市民の割合	17.1% (R3)	23.1%	22.1%	24.6%	第六次総合計画に係る市民意識アンケート調査	人権推進課	○	a
		15 女性の採用を積極的に行っている事業所の割合	55.1% (H30)	56.9%	67.9%	75.9%	鹿児島市勤労者労働基本調査	雇用推進課		c
		16 子宮がん検診受診率(20歳以上)	22.3%	22.0%	60.0%	60.0%	保健予防課	保健予防課		c
		17 乳がん検診受診率(40歳以上)	13.8%	14.7%	60.0%	60.0%	保健予防課	保健予防課		c
Ⅲ 向配け偶た者対等策からの推の進暴力根絶に	1 配偶者等からの暴力防止及び被害者支援	18 DVについて学んだことがある人の割合(16歳～64歳) ※R7(18歳～64歳)	39.2% (R1)	62.5%	57.4%	70.4%	(～R4)事故やけがに関するアンケート調査 (R7～)男女共同参画に関する市民意識調査	男女共同参画推進課	○	a
		19 DV相談窓口の認知度	79.7% (R1)	79.6%	91.6%	100%	(～R4)事故やけがに関するアンケート調査 (R7～)男女共同参画に関する市民意識調査	男女共同参画推進課		c
	2 男女共同参画を阻害する暴力への対策の推進	20 セクシュアル・ハラスメント等の防止に関する措置を実施している市内事業所の割合	36.7% (H30)	67.7%	49.8%	57.9%	鹿児島市勤労者労働基本調査	雇用推進課	○	a

※1 「第二次鹿児島市女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画(令和3年度～6年度)」の目標値

※2 「第三次鹿児島市女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画(令和7年度～11年度)」の目標値
(上方修正された場合はその値に読み替える)

※3 県内事業所の管理的地位(課長相当職)に占める女性の割合

※4 「第二次鹿児島市職員子育て支援行動計画(令和2年度～6年度)」の目標値

※5 「第三次鹿児島市職員子育て支援行動計画(令和7年度～11年度)」の目標値
(上方修正された場合はその値に読み替える)

※6 「第二次鹿児島市消防局女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画(令和3年度～6年度)」の目標値

※7 「第三次鹿児島市消防局女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画(令和7年度～11年度)」の目標値
(上方修正された場合はその値に読み替える)

※8 (参考)KPI評価基準の進捗率評価

【計算式】進捗率＝(R7実績値－基準値)／(R8目標値－基準値)

a:十分に達成されている(36%以上)

b:概ね達成されている(28～36%以上)

c:あまり達成されていない(28%未満)